

## 熊本県福祉サービス第三者評価事業公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第7の規定に基づき、第三者評価結果の公表基準及び手続き等について定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

### (公表項目)

第2条 評価機関及び県が公表する項目は、別記の「熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（以下「公表基準」という。）」のとおりとする。

2 評価機関は、独自に評価結果等も加えて公表することができる。

### (評価機関における公表)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する。ただし、公表に関して事業者の同意を得られない場合には、公表は行わないものとする。

2 評価機関は、事業者の同意を得るに当たって、評価結果について十分な説明を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得る。

3 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告した日から起算して30日以内に、公表に関する同意の有無及び受審認定証の要否を確認したうえで県に対して報告する。ただし、公表に関し事業者の同意が得られない場合は、この限りではない。

4 評価機関は、事業者から公表基準「3 第三者評価結果に対する事業者のコメント」の追加提出があった場合は、速やかに県に報告する。

5 評価機関は、県に対して評価結果を報告することにより、第1項の公表に替えることができるものとする。

### (県における公表)

第4条 県は、評価機関から公表内容について、前条第3項又は第4項の報告を受けたときは、速やかに県ホームページ等で公表する。また、併せて、事業者の所在する市町村に対して、当該第三者評価結果を情報提供する。

### (公表期間)

第5条 評価機関及び県における評価結果の公表期間は、評価結果を公表した日から3年を経過する日の属する年度末までとする。

2 第1項に規定する公表期間を経過する前に、新たな評価結果の公表が行われた場合、評価機関及び県は、従前の評価結果の公表を終えるものとする。

### (その他)

第6条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。